

西尾市分別収集計画

令和4年7月
愛知県西尾市

目 次

	ページ
1 計画策定の意義.....	1
2 基本的方向.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象品目.....	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み.....	2
(法第 8 条第 2 項第 1 号)	
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項.....	2
(法第 8 条第 2 項第 2 号)	
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器廃棄物の 収集に係る分別の区分	2
(法第 8 条第 2 項第 3 号)	
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み.....	4
(法第 8 条第 2 項第 4 号)	
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	4
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項.....	5
(法第 8 条第 2 項第 5 号)	
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項.....	6
(法第 8 条第 2 項第 6 号)	
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	9
特記事項.....	10

西尾市分別収集計画

令和4年7月

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

分別収集事業を進めている本市は、保有する最終処分場の残余容量には限度があり、次期最終処分場の確保は困難な状況にある。

また、本市の焼却施設である西尾市クリーンセンターは、平成12年4月から稼働しているが、増え続ける排出量からすると引き続き可燃ごみの減量を推進していく必要がある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量及び焼却処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の長寿命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 市民、事業者と行政が一体となり、容器包装廃棄物の4Rを推進する。
- 市民参加型のリサイクル運動を進める。
- 環境教育の充実を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、ダンボール、ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	11,832 t	11,767 t	11,726 t	11,701 t	11,677 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図りながら、次のとおり事業を進める。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

市民、事業者に対して、あらゆる機会を活用し、ごみ排出量の増大、ごみ処理施設の用地の確保が困難であること、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供する。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に取り組む。

- ・「ごみの分け方・出し方」等パンフレット類の発行
- ・「広報にしお」への啓発記事の掲載
- ・町内会等市民団体との対話集会の開催
- ・ホームページにて「ごみの分別」のルールなどの啓発
- ・クリーンセンター見学会の開催

(2) 事業者への協力要請

- ・ペットボトル、白色トレイの回収拠点の拡大
- ・過剰包装の抑制とリサイクル商品の積極的な販売

(3) 買い物袋持参運動の推進

- ・レジ袋等の抑制の推進
- ・買い物袋持参の徹底

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を次表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	空きびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器包装		ダンボール
主として紙製容器包装であって上記以外のもの		雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製の容器包装		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
		その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	119 t		114 t		109 t		105 t		100 t	
主としてアルミ製の容器	158 t		160 t		162 t		165 t		168 t	
無色のガラス製容器	(合計) 327 t		(合計) 308 t		(合計) 291 t		(合計) 275 t		(合計) 260 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
茶色のガラス製容器	(合計) 268 t		(合計) 261 t		(合計) 254 t		(合計) 247 t		(合計) 241 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
その他のガラス製容器	(合計) 184 t		(合計) 193 t		(合計) 202 t		(合計) 212 t		(合計) 222 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
主として紙製の容器包装であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	53 t		56 t		59 t		62 t		65 t	
主として段ボール製の容器	1,024 t		1,030 t		1,035 t		1,042 t		1,049 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡) t	(独自処理) t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 439 t		(合計) 456 t		(合計) 474 t		(合計) 492 t		(合計) 512 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,006 t		(合計) 1,011 t		(合計) 1,015 t		(合計) 1,022 t		(合計) 1,028 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
(うち白色トレイ)	(合計) 43 t		(合計) 45 t		(合計) 46 t		(合計) 48 t		(合計) 50 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
の算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務政令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の市民一人当たり収集実績 × 増減率 × 推計人口

※ 1 増減率は、過去3年間(平成30年度から令和3年度(令和2年度は新型コロナウイルスの影響により特異な値である為除く))の対前年比の平均を使用する。

※ 2 推計人口は、令和4年3月策定の西尾市一般廃棄物処理基本計画の推計値を使用する。

推計人口

年 度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
人 口	171,866 人 (前年度比) 100.23%	172,258 人 (前年度比) 100.23%	172,651 人 (前年度比) 100.23%	173,239 人 (前年度比) 100.34%	173,827 人 (前年度比) 100.34%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、分別収集をする容器包装廃棄物10品目のうち、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ダンボール、紙パックについては、定期収集及び市民団体による集団回収を支援することにより、引き続き収集量の増加を図る。なお、ペットボトル、白色トレイについては、定期収集及び拠点回収による分別収集を継続する。

分別収集の実施主体は、次表のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶	スチール	空き缶	委託業者による定期収集・集団回収	委託業者 民間業者
	アルミ			
びん	無 色	空きびん	委託業者による定期収集	委託業者
	茶 色			
	その他			
紙	紙パック	紙パック	委託業者による定期収集・集団回収	民間業者
	ダンボール	ダンボール		
	雑がみ	雑がみ	委託業者による定期収集	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	西尾市クリーンセンター
	白色トレイ	白色トレイ		社会福祉法人くるみ会
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製の容器包装	その他プラスチック製容器包装	市による定期収集（一部委託）	西尾市クリーンセンター

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶・空きびんについては、既存の資源化処理施設で選別、圧縮、保管等を行う。

プラスチック製の容器包装のうち、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装については、西尾市クリーンセンターへ搬入し圧縮梱包処理をする。白色トレイについては、社会福祉法人くるみ会の処理施設で減容処理をする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール	空き缶	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディ車	民間施設
	アルミ				
びん	無色	空きびん	プラスチック コンテナ	平ボディ車	民間施設
	茶色				
	その他				
紙	紙パック	紙パック	紐かけ	パッカー車 平ボディ車	民間施設
	ダンボール	ダンボール			
	雑がみ	雑がみ			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	専用回収箱 または網袋	平ボディ車	西尾市クリーン センター
	白色トレイ	白色トレイ			社会福祉法人 くるみ会
	ペットボト ル、白色トレ イ以外のプラ スチック製の 容器包装	その他プラ スチック製容 器包装	指定袋	パッカー車	西尾市クリーン センター

分別収集に必要な施設計画

○ 排出段階

施設等の種類		対象とする容器包装廃棄物等の種類等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考
1 排出容器	(1)プラスチック容器	<ul style="list-style-type: none"> 空き缶（スチール缶、アルミ缶） 空きびん（黒色、茶色、その他に分別） 	（仕様） ・材質 ポリプロピレン ・容量等 缶、800、青色 びん用 440、オレンジ色 ・数量 1ステーションにつき各8個程度	市 ただし、設置、回収は委託業者	
	(2)専用回収箱	<ul style="list-style-type: none"> ペットボトル 白色トレイ 	（仕様） ・材質 スチール製 ・容量等 700×450×700 mm ・数量 回収拠点に各1台	市 ただし、日常の管理は設置場所の管理者	
	(3)ポリ容器		（仕様） ・材質ポリエチレン 0.05mm ・容量等 1200×1150 mm		
2 集積場所		<ul style="list-style-type: none"> 空き缶 空きびん 紙 プラスチック製容器包装 	・資源ステーション	町内会	
		<ul style="list-style-type: none"> ペットボトル 白色トレイ 	<ul style="list-style-type: none"> 資源ステーション 公共施設及び店舗 	町内会、各施設	

○ 運搬段階

施設等の種類		対象とする容器包装廃棄物等の種類等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考
1 収集車両		<ul style="list-style-type: none"> 空き缶 空きびん 	<ul style="list-style-type: none"> 2 t 平ボディ車 4台 2 t パッカー車 2台 4 t パッカー車 4台 	委託業者	
		・紙	<ul style="list-style-type: none"> 2 t パッカー車 4台 2 t 平ボディ車 4台 	委託業者	
		<ul style="list-style-type: none"> その他プラスチック製容器包装 ペットボトル 白色トレイ 	<ul style="list-style-type: none"> 2 t 平ボディ車 6台 3 t パッカー車 5台 	市 委託業者	

○ 中間処理段階

施設等の種類		対象とする容器 包装廃棄物等の 種類等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量 等）及び整備計画	管理主体等
1 選別 圧縮 設備	(1) 空き缶処理 施設	・ 空き缶	・ 自動選別機 3t/H ・ プレス機 アルミ 0.2t/H ・ プレス機 スチール0.6t/H	管理運営は委託 業者
	(2) 空きびん処 理施設	・ 空きびん	・ 手選別コンベアー 1台 ・ 積込コンベアー 2台	
	(3) プラスチック 処理施設	・ ペットボトル	・ 圧縮梱包機 0.5t/H	西尾市クリーン センター（ペッ トボトル、プラ スチック製容器 包装） （福）くるみ会 （白色トレイ）
・ 白色トレイ		・ 溶融固化装置 0.1t/H		
・ その他プラス チック製容器 包装		・ 圧縮梱包機 8t/日		
2 運搬機械		・ 空き缶 ・ 空きびん	・ フォークリフト 2台 ・ ショベルローダー 1台	管理運営は委託 業者
3 保管施設	・ 空き缶	ストックヤード ・ スチール 屋外、パレット積み ・ アルミ 屋内、パレット積み	西尾市クリーン センター（ペッ トボトル、プラ スチック製容器 包装） （福）くるみ会 （白色トレイ）	
	・ 空きびん	ストックヤード ・ 処理前 屋外、パレット積み ・ カレット 屋外、6×6×3m 5区画 ・ 生きびん 屋外、パレット積み		
	・ ペットボトル	ストックヤード 屋外 パレット積み		
	・ 白色トレイ	ストックヤード 屋外 パレット積み		
	・ その他プラス チック製容器 包装	ストックヤード 屋外 パレット積み		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団回収の推進

町内会、P T A、子ども会等の市民団体が行う資源回収活動を推進するため、次に掲げる事業を行う。

- ・資源ごみ回収事業報奨金の交付
- ・地域ぐるみの集団回収事業実施地区の拡大

(2) 町内会による排出指導

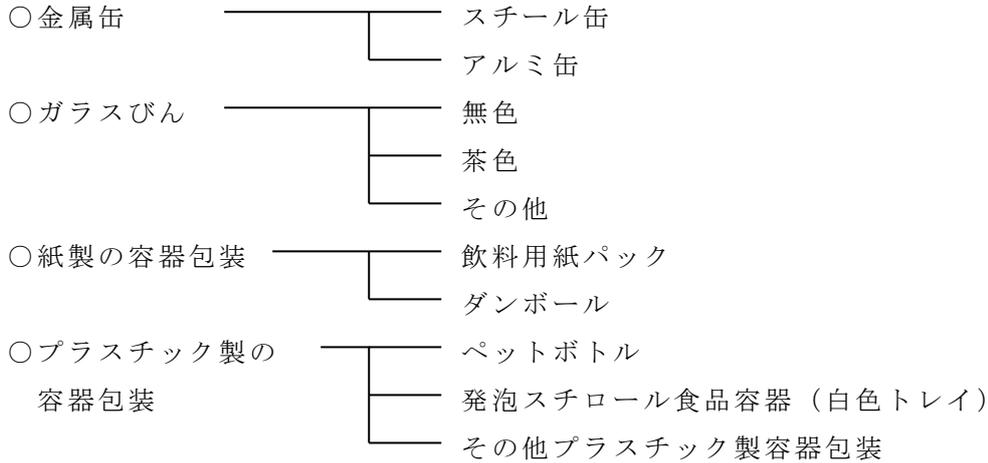
町内会の協力を得て、ステーションでのごみ及び資源の出し方の指導を行う。

特記事項

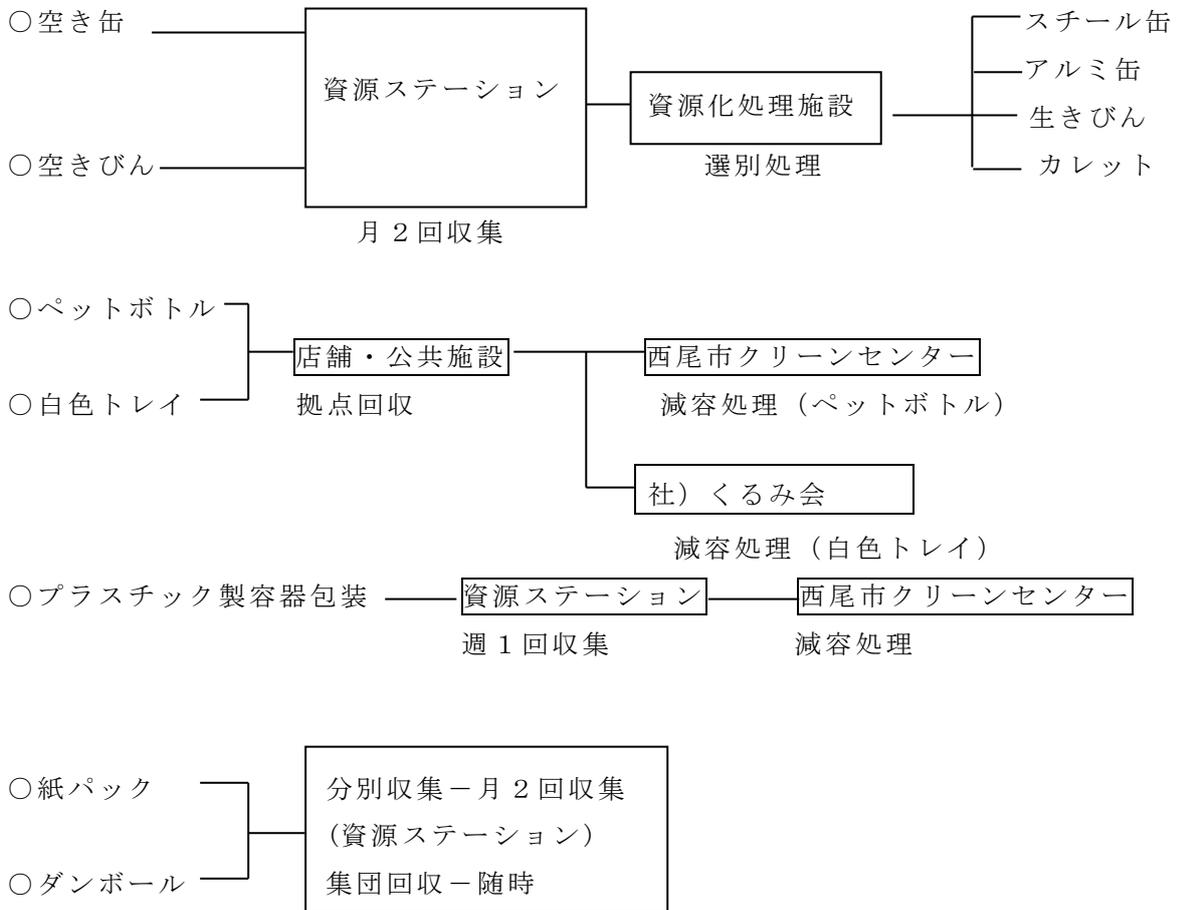
1 計画の対象品目

この計画の収集対象品目は下記のとおりとする。

※ 容器包装リサイクル法の対象品目



※ 現行の分別収集システム



2 容器包装廃棄物の排出量の見込み

容器包装廃棄物の排出量の算出にあたって、ごみ排出量に占める容器包装廃棄物の比率は、過去3年間における燃えるごみ、燃えないごみの組成分析の結果の平均値を使用した。

燃えるごみ、燃えないごみに占める容器包装廃棄物比率

(単位：%)

		可燃				不燃			
		30年度	元年度	2年度	平均	30年度	元年度	2年度	平均
缶	スチール缶	0.22	0.31	0.29	0.27	5.13	7.65	5.35	6.04
	アルミ缶								
びん	無色びん	0.22	0.19	0.33	0.25	19.10	14.17	16.60	16.62
	茶色びん								
	その他びん								
紙	紙パック	9.33	14.73	22.01	15.36	0.00	0.28	0.39	0.22
	ダンボール								
	その他紙								
プラ	ペット	6.73	8.08	10.78	8.53	0.00	1.89	0.24	0.71
	その他プラ								
	白色トレイ								

また、ごみの排出量については、令和4年3月策定の西尾市一般廃棄物処理基本計画における推計値を使用した。

(単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
家庭系可燃ごみ	32,677	32,375	32,155	31,962	31,769
家庭系不燃ごみ	1,180	1,173	1,176	1,180	1,180